

## 議 事 録

1. 会議名  
上越市都市計画審議会
2. 議題（公開・非公開の別）  
付議案件（公開）  
第1号議案 上越都市計画公園の変更（上越市決定）  
第2号議案 上越都市計画下水道の変更（上越市決定）
3. 開催日時  
令和5年12月20日（水）午後2時から
4. 開催場所  
上越市役所 木田第一庁舎 4階 401会議室
5. 傍聴人の数  
1人
6. 非公開の理由  
なし
7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）
  - ・ 委員：樋口秀、津村泰範、吉川夏樹、横田清士、安達志郎、  
鴻江孝雄、篠宮英樹、木南和也、池田尚江、こんどう彰治
  - ・ 事務局：大島都市整備部長  
（都市整備課）片岡副課長、大堀副課長、石田係長、  
三原田係長、長壁係長、平井主任、中村主事  
（下水道建設課）笠松課長、尾地副課長、小嶋係長、樋口主任  
（生活排水対策課）小嶋課長、松永副課長、山口係長

## 8. 発言の内容

長壁係長 : 津村委員がまだお見えになっておりませんが、ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。

本日は、ご多用のところ、またお足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めます、都市整備課の長壁と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、委員の交代について、前回の審議会からお二方の交代がありましたのでご報告させていただきます。

令和5年4月1日に上越地域振興局長として鴻江様が着任され、市川委員から鴻江委員へ交代しております。

同じく、7月1日に国土交通省高田河川国道事務所長として安達様が着任され、堀委員から安達委員へ交代しております。

なお、任期は前任の方の残任期間となり、令和6年8月31日までとなります。

また、委員の出席状況の報告の前に、皆様にご報告があります。この間、当審議会の委員を務めていただきました須藤和子様がお亡くなりになりました。

須藤様におかれましては、平成30年9月から約5年間、委員を務めていただきました。この間、当市の都市計画行政にお力添えをいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。

なお、須藤委員の後任につきましては、選出団体でありませ、上越市連合婦人会より選出いただく予定となっておりますので、決定次第、次回以降の審議会でご報告させていただきます。

それでは、委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、松川委員、志村委員、吉田委員、卜部委員、高橋委員、大谷委員、望月委員から欠席のご連絡をいただいております。また、津村委員につきましては、少し遅れております。

委員18名のうち、9名の皆様から出席をいただいております、上越市都市計画審議会条例第4条第2項に規定する1/2以上の出席がありますので、本審議会が成立しておりますこ

とをご報告いたします。

それでは、本日の審議会に付議させていただく議案について、市長に代わりまして都市整備部長の大島が会長に付議書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

(大島部長が樋口会長の前に進む)

(大島部長が付議書を読み上げ、樋口会長へ手交)

長壁係長 : ありがとうございます。続きまして、都市整備部長の大島からご挨拶申し上げます。

大島部長 : 改めまして、都市整備課部の大島でございます。

本日はご多用の中、上越市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には日頃より当市の都市計画行政に多大なるご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、先ほど、会長に付議書をお渡しいたしましたが、本日は2件の議案を予定しております。

第1号議案は、都市計画決定から長期間が経過しながらも未着手となっている区域を含む都市計画公園について、廃止または区域の一部変更を行うものです。

第2号議案は、事業着手から40年以上が経過し、事業期間が長期に及んでいる公共下水道について、下水道整備の早期概成と安定的で持続可能な事業経営の実現に向けて、排水区域の一部変更を行うものです。

両議案とも上越市決定の案件でございます。

案件の詳細につきましては、後ほど担当が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、上越市のまちづくりに対し、皆様方からの一層のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

長壁係長 : ありがとうございます。

続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、先般送付させていただきました「次第」及

び「議案資料」のほか、本日お席に配布させていただきました「席次表」、「委員名簿」となっております。

不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入らせていただきます。

上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、樋口会長から議長を務めていただきます。

樋口会長、よろしく願いいたします。

樋口会長 : 皆様こんにちは。本審議会の会長を拝命しております、新潟工科大学の樋口です。これより議長を務めさせていただきます。

速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、始めに当会議の議事録署名人は、「篠宮委員」と「池田委員」にお願いしたいと思っております。お二方、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

付議案件「第1号議案 上越都市計画公園の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

平井主任 : 上越市都市整備課の平井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日審議いただく議案について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、本日審議いただく議案につきましては、配布しております議案書の表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

本日の議案は2件ございます。

第1号議案は、上越都市計画公園の変更、続いて第2号議案は、上越都市計画下水道の変更でございます。

なお、都市計画の決定主体は、定める都市計画の種類によって、都道府県が決定するものと、市町村が決定するものに区分されますが、本日審議いただく議案につきましては、どちらも括弧書きで記載のとおり、上越市が決定する案件でございます。

それでは、議案の説明に入る前に、都市計画制度の概要を

説明させていただきます。

プロジェクターで投影するスライド、もしくは事前に郵送  
させていただいた説明資料をご覧ください。

まず、都市計画の全体像について説明いたします。

都市計画法に基づく都市計画は、こちらの図に示す体系の  
もと、目指すべき都市の将来像の実現に向けて、都市におけ  
るまちづくりの各種ルールを定めております。

大まかに申し上げますと、スライド上段の「全体計画」に  
基づき、下段の「各種個別計画」が連携を図りながら、多様  
なルールを組み合わせ活用することにより、都市計画を形  
作っております。

なお、本日審議いただく議案は、どちらも赤の破線で囲っ  
ている都市施設に関するものでございます。

都市施設につきましては、都市生活者の利便性の向上や、  
良好な都市環境を確保するうえで必要な施設でございます。

具体的には、道路、公園、下水道、ごみ焼却場等のことを  
指しており、これらを計画的に整備するため、都市計画で定  
めることとなっております。

続きまして、こちらのスライドは上越市において指定され  
ている都市計画区域の範囲を表したものでございます。

上越市内には3つの都市計画区域が指定されておしまし  
て、1つ目は図の中央、赤色の部分、合併前上越市と大潟区  
の全域及び頸城区の一部が含まれている上越都市計画区域。

2つ目は図の右上、青色の部分で、柿崎区の一部が含ま  
れる柿崎都市計画区域。

3つ目は図の下側、緑色の部分は中郷区の一部が含ま  
れる妙高都市計画区域でございます。

なお、本日審議いただく議案は、どちらも上越都市計画区  
域に関する案件でございます。

重ねての説明になりますが、先ほど申し上げたそれぞれの  
都市計画区域内において、全体計画に基づいた各種・多様な  
個別計画が重層的に重なることにより、都市計画を形成して  
おります。

都市計画制度の概要に関する説明は以上でございます。

それでは、本日審議いただく都市計画の変更案について説  
明させていただきます。

第1号議案は、上越都市計画公園の変更でございます。

議案書は3ページをご覧ください。

まずは、都市計画における公園の概要を説明させていただきます。

公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションに活用したり、地震や火災などの災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地のことを言います。

こちらのスライドは、都市計画公園の種別を表にしたものでございます。

公園は、都市計画法施行規則において7つの種別が定められております。また、国の都市計画運用指針において、種別ごとに表の右側の欄に記載している標準的な配置及び規模の考え方が示されております。

上越都市計画区域内におきましても、この7つの種別に分けて都市計画公園を定めており、たとえば、上越市の代表的な公園である高田城址公園は総合公園に位置付けられ、市民全体の総合的な利用に供することを目的とした公園となっております。

こちらは、上越都市計画区域において都市計画決定している公園の現状を整理した表でございます。

上越都市計画公園は、現在、総箇所数65箇所のうち、都市計画決定に対して全面開設している公園が56箇所、部分開設が6箇所、未開設が3箇所となっております。

面積につきましては、総面積約211ヘクタールを都市計画決定しており、このうち、開設済みが約173ヘクタールとなっており、計画決定した公園の約8割が整備されている状況でございます。

なお、表の下に※印で書いておりますが、都市計画公園の他に、都市計画決定していない都市公園が79箇所、約23ヘクタールございます。

ただいま申し上げましたとおり、都市公園は、都市計画決定の有無により、都市計画公園と、一般的に区画整理等によって整備された都市計画公園以外の公園に分けられます。

公園を都市計画に定める意義としましては、計画段階における整備区域の明確化や、土地利用や各都市施設間の計画の

調整、住民の合意形成の促進等が挙げられます。

一方で、都市計画公園の区域については、将来の円滑な事業の施行を確保し、都市計画の実現性を高めるため、建築制限などの私権の制限が課されており、長期にわたって事業化の見込みがない都市計画公園は、土地利用などの面で土地所有者に与える影響が大きく、課題となっております。

それでは今回変更しようとする都市計画の内容を説明させていただきます。

対象となる都市計画公園は、表に記載している3つの公園でございます。

蓮池公園及び北本町公園は都市計画決定区域から一部の区域を除外するものであり、寺町公園は計画を廃止する変更でございます。

変更する理由につきましては、長期未整備の都市計画公園について、社会情勢の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する権利制限の解除及び選択と集中による効率的な公園整備を進めていくため、公園配置等の見直しを行った結果、地域の特性と実情を踏まえ、実現性が乏しくまた代替施設等の機能の補完が出来た都市計画公園の変更を行うものでございます。

詳細な内容につきましては、後ほど、公園ごとに説明させていただきます。

続きまして、都市の将来像における位置付けでございます。

都市計画につきましては、冒頭、都市計画の概要の中で申し上げましたとおり、都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランに即したものである必要があります。

上越市都市計画マスタープランの第3章、全体構想において、まちづくりの分野別方針の中に、都市施設の方針が記載されております。

公園・緑地につきましては、市民の生活環境の向上や安全・安心な暮らしの実現に向けて計画的な整備・維持管理を図ることとしております。

また、公園・緑地の基本的な考え方としまして、生活環境の向上をはかるため、市民ニーズを踏まえた特色ある公園・

緑地の整備や水と緑のネットワークの形成を図ること、安全・安心な暮らしを実現するため、災害時において必要な防災機能の配置に取り組み、適正な維持管理を図ることを掲げております。

対象となる3つの公園につきましては、上越市都市計画マスタープランの中の公園・緑地の方針図において、それぞれ都市公園として位置付けられております。

また、実現化の方策としまして、限られた財源の中で効果的・効率的なまちづくりを進めるため、都市施設の見直しを行い、計画・決定していくことを掲げており、今回の見直しについては、都市計画マスタープランに基づいた変更となっております。

続きまして、都市計画の変更の必要性でございます。

現在、上越都市計画区域内では約173ヘクタールの都市計画公園が整備済みであり、都市計画区域内の人口一人当たりでは12.2平方メートルとなっており、都市公園法施行令に基づく都市公園の標準面積である人口一人当たり10平方メートルを上回る整備水準となっております。

一方で、都市計画決定から長期間が経過しながらも未着手となっている区域を含む都市計画公園があり、長期にわたって土地所有者等に土地利用上の規制を課し続けている状況でございます。

また、近年の社会情勢の変化に伴い、都市における公園・緑地に期待される役割は大きく変化してきており、都市公園のあり方や求められる機能についても見直す必要性が高まってきております。

よって、実現性が乏しく、代替施設等の機能の補完が出来た都市計画公園につきましては、今回、都市計画の変更を行うものでございます。

それでは、具体的な変更内容について、公園ごとに説明させていただきます。

まずは、4・4・1号 蓮池公園でございます。

こちらは蓮池公園の位置を示した総括図でございます。蓮池公園の区域は図面中央に赤色と黄色で示しております。

本公園は、総合公園である五智公園の東側に位置しており、自然池を一体に公園敷地として計画し、近隣居住者の憩



いの場合とすることを目的とした公園です。

昭和40年に面積約5.8ヘクタールの地区公園として都市計画決定し、昭和44年に都市公園として全面開設した後、平成30年に都市公園の供用面積を約5.7ヘクタールに変更し、現在に至っております。

変更内容の詳細について、こちらの計画図で説明いたします。

計画区域北東から中央にかけて道路整備事業により計画区域と整備区域に差異が生じており、図中で黄色に着色している①から③の区域が未整備となっております。

この区域は、現状、宅地等の土地利用がされており、公園としての整備の実現性が乏しく、この計画と整備との差異の解消をはかるため、区域の一部を計画から削除するものでございます。

なお、道路整備により園路としての機能が向上し、隣接する五智公園との連携の強化が図れており、これにより地区公園としての機能を補完できるため、都市計画を変更するものでございます。

こちらのスライドはお手元の資料にはございませんが、参考資料としまして令和2年度に撮影した航空写真と都市計画公園区域を重ねたものでございます。

蓮池公園の敷地のほとんどが自然池で構成されております。

こちらのスライドは、上段に変更前、下段に変更後の内容を記載した表でございます。

今回の変更内容につきましては、赤字で記載のとおり、約0.1ヘクタールの縮小となる面積変更のみとなります。

続きまして、2・2・16号 寺町公園でございます。

寺町公園の位置につきましては、図面中央に黄色で示しております。

本公園は、付近に居住する児童の健全なる情操教育の発揚を図るとともに、防火、避難等の災害の防止に資することを目的として昭和40年に都市計画決定した街区公園です。

計画区域約0.28ヘクタールは、東本願寺高田別院の敷地の一部となっており、当市が土地所有者から公園敷地を借地し、昭和41年に全面開設いたしました。

その後、土地所有者から土地利用の意向を受けたため、借地契約を解除し、平成12年に都市公園を廃止しております。

本公園につきましては、土地の権原が消滅しており、今後の整備の実現性が乏しいため、都市計画を廃止するものでございます。

なお、本公園の近隣には代替となる都市公園はございませんが、北西側約200メートルの茶色で示す位置に市民が利用可能な上越市福祉交流プラザのグラウンドがあり、こちらが広場機能を有しているため、代替機能が確保されております。

こちらもお手元の資料にはございませんが、令和2年度の航空写真と都市計画公園区域を重ねたものでございます。

寺町公園の計画区域内には、社会福祉法人大谷福祉会が運営する高田大谷保育園の園舎が立地している状況でございます。

変更内容につきましては、都市計画から寺町公園を廃止するものでございます。

続きまして、2・2・27号 北本町公園でございます。

北本町公園の位置につきましては、図面中央に赤色と黄色で示しております。

本公園は、地域住民のコミュニティ作りと児童の健全な遊び場を確保し、交通の安全を図るとともに、地域における福祉の向上と良好な居住環境の確保を目的として、昭和60年に都市計画決定された街区公園でございます。

計画区域約0.30ヘクタールのうち、約0.25ヘクタールを昭和61年に開設しております。

変更内容の詳細について、こちらの計画図で説明いたします。

北本町公園につきましては、街区公園1箇所当たりの標準面積0.25ヘクタールが既に確保されており、かつ、近年、本公園の近隣で土地区画整理事業によって街区公園が整備され、機能が補完されていることから、未整備区域を削除し、都市計画を変更するものでございます。

こちらもお手元の資料にはございませんが、令和2年度の航空写真と都市計画公園区域を重ねたものでございます。

北本町公園の周辺が土地区画整理事業によって宅地化されている状況が見て取れます。

今回の変更内容につきましては、赤字で記載のとおり、面積の変更のみとなります。

最後に、第1号議案に関する今後の予定についてご説明いたします。

本日、本審議会によりご審議いただいた後、新潟県知事への協議を経て、年度内に決定告示を行う予定でございます。

なお、本計画変更について、関係法令に基づく縦覧等の手続きを行いました。住民からの意見書の提出等はございませんでした。

以上で第1号議案について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 樋口会長 : ご説明ありがとうございました。  
ただ今、説明のありました第1号議案について、ご意見やご質問等を皆様からいただきたいと思っております。  
いかがでしょうか。
- こんどう委員 : 寺町公園は私の自宅の近所ですが、説明にあったように高田別院内の高田大谷保育園です。  
福祉交流プラザのグラウンドが代替ということですが、グラウンドはイベント等があると臨時駐車場になります。そういう場合もあるため、駐車もできる施設になるのでしょうか。また、これまで寺町公園という名称でしたが、福祉交流プラザのグラウンドはどういう公園名になるのでしょうか。
- 石田係長 : 寺町公園の代替機能としまして、福祉交流プラザのグラウンドを挙げておりますが、グラウンドを都市計画公園として計画決定して公園を整備するということではなく、現状のグラウンドがすでに寺町公園の代替施設として機能を補完していると整理し、寺町公園の廃止を行うものでございます。  
よって、新たに名称をつけて公園にするということではございませんので、代替機能を持っている公共空地ということでの位置付けでございます。
- 樋口会長 : 保育園が建っている状況で、一般市民はこれまで公園として使用できていたのでしょうか。

- 石田係長 : 平成12年の都市公園廃止によって市が管理する公園ではなくなっており、一般市民が自由に利用することはできません。
- 樋口会長 : 現状で公園として利用することができず、今後の整備も難しいということで都市計画を廃止するという提案であり、廃止にあたって機能を補完するのがグラウンドの部分ではないかという説明内容です。  
こңどう委員のお話ではグラウンドが市民に多目的に利用されているようなので、市民の皆さんの利便が担保できるよう、都市計画公園の廃止とあわせて、グラウンドの利用をご周知いただけたらと思います。
- 吉川委員 : 基本的な質問ですが、公園にする場合、その土地は用地買収によって行われるものなのか、あるいは民地のまま賃借料を支払って利用し続けるものなのか、どちらでしょうか。
- 三原田係長 : 区画整理事業で創設されたり、民間開発で整備されるもののほか、借地している公園もございます。
- 吉川委員 : 計画決定後に公園が開設されたケースもあれば開設されなかったケースもあると思いますが、その間、賃借料は支払われ続けていたのでしょうか。
- 石田係長 : 議案の3公園で削除・廃止にかかる民地の部分については、都市公園として開設していない状態であるため、賃借料等は発生しておりません。
- 吉川委員 : 30年近く土地利用上の制限がかかったままだと思いますが、計画があるにも関わらず何も整備されず、賃借料も入らない状況に対して、廃止するというこңに地権者から不満はないのでしょうか。
- 石田係長 : 議案の3公園につきましては、地元及び地権者等にご説明させていただきましたが、賃借料に関するご意見や、計画変更に対する反対のご意見は特段出ていない状況です。
- 樋口会長 : 地権者が行政に土地を買い取ってほしいという場合は買取請求権がございますので、土地利用の制限が嫌だということであれば、地権者からのアクションも起こせるのですが、

今のところ支障がなく、そのまま期間が過ぎてきたということだと思います。

木南委員 : 寺町公園については、昭和41年に開設し、平成12年に廃止し、今日まで約20年経っていますが、なぜこんなに時間がかかったのでしょうか。

子どもは20年経てば大人になりますし、当時、こういうところで生活したいと期待していた方もいるかと思いますが、変更理由で書かれている時代の変化の中で公園に期待される役割が大きく変化しているという点をもう少し説明いただけますでしょうか。

片岡副課長 : 長期未着手の都市計画施設は、都市計画公園だけでなく、都市計画道路など様々なものがございます。

議案の3公園については、昭和の時代に計画決定されておりますが、平成10年代はインフラ整備にまだ勢いがある時代で、都市計画施設はいつか整備しなければならないという考えが強かったかと思えます。

加えて、先ほど説明にもあったとおり、公園は一人当たりの標準面積が10平方メートルということでございますが、平成10年代ですと、まだ10平方メートルを満たしていなかったと認識しており、そういった背景から、計画決定されて整備ができないからといって、すぐに都市計画を廃止するという考えには至らなかったものと思われます。

その後、平成23年に、まずは都市計画道路の長期未着手路線の見直しに動き始めました。

これまでに複数の路線を見直し、廃止してきている状況で、道路のほうが先行しておりますが、公園やその他の施設についても見直していくことを都市計画マスタープランに掲げております。

都市計画マスタープランでは、人口減少という大きな課題がある中で持続可能な都市構造の実現を目指しており、施設をどう活かすか、どう廃止するか、きちんと考えていかなければいけないということで進めているところでございます。

樋口会長 : 人口減少でということで、様々なものが見直されてきております。今ほどご説明がありましたように、以前は市が大きい

くなるということで色々な計画がされてきたものが、これからの現実に見合うよう見直されている最中かというふうに拝察しております。

現状に合わせての見直しという中で木南委員のおっしゃることも大事なことです。市民の皆様へのご説明は十分にご対応いただければと思います。

横田副会長 : 説明資料 1-22 ページについて、寺町公園が廃止され、新たに福祉交流プラザのグラウンドに公園が設置されるような誤解を招く恐れがあるため、きちんと理解いただけるような資料に変更していただければと思います。

石田係長 : 資料が分かりにくく、申し訳ございませんでした。今後は間違いのないような説明を付け加えさせていただきます。

樋口会長 : その他いかがでしょうか。  
ご意見も尽きたようですので、第 1 号議案について、お諮りいたします。

「第 1 号議案 上越都市計画公園の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 1 号議案は原案のとおり変更することが適当であるものと答申いたします。

続いて、付議案件「第 2 号議案 上越都市計画下水道の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

樋口主任 : 下水道建設課の樋口と申します。  
第 2 号議案の上越都市計画下水道の変更について、ご説明いたします。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案書は 11 ページをご覧ください。

最初に、下水道の役割について、ご説明いたします。

下水道には大きく 2 つの役割があります。

1 つ目の汚水処理とは、各ご家庭のトイレやお風呂場、台所などで使われた汚れた水を汚水管を通じて、下水処理場で浄化し、きれいな水にして河川へ放流するもので、公衆衛生の向上、公共用水域の水質確保が図られます。

また、2つ目の雨水処理とは、市街地で降った雨を、雨水管を介して速やかに河川などへ排水するもので、大雨による浸水被害から私たちの暮らしを守る、浸水防除の役割があります。

本日は、上越都市計画下水道上越処理区の区域における汚水の変更について、ご説明させていただきます。

こちらは、上越処理区の汚水区域を示した図面となりますが、合併前上越市と頸城区の市街地を中心とする、緑色で表示した範囲が対象区域となります。

上越処理区では、昭和54年に、急速な都市化に対処し、計画的な公共下水道を整備するため、合併前上越市において、約2,378ヘクタールを排水区域として都市計画決定を行い、事業に着手しました。

その後、市街化区域の拡大に伴う変更や、平成17年の市町村合併により、頸城区を加え、現在の約3,876ヘクタールに至っております。

なお、上越市の公共下水道事業は、上越処理区のほか、柿崎、大潟、浦川原、中郷、板倉、名立の7つの処理区、7つの処理場において、汚水処理が行われております。

次に、都市計画の変更内容について、ご説明いたします。

今回の変更は、上越処理区の汚水の排水区域の一部を廃止するものであり、対象はスライドの黄色で表示した範囲でございます。

これにより、排水区域の面積は、現在の約3,876ヘクタールから3,273ヘクタールに変更となり603ヘクタールの減となります。

変更の理由ですが、下水道整備の早期概成と安定的で持続可能な事業経営の実現に向けて、個別処理による汚水処理に見直した区域について、都市計画を廃止するものでございます。

また、あわせて、春日北部処理地区と春日南部処理地区の隣接地について、現地精査により地区界を変更いたしますが、全体面積の増減には影響を及ぼさないことから、説明は割愛させていただきます。

なお、変更する処理地区の詳細な範囲や面積は、お手元の総括図及び議案書をご覧ください。

ここからは、詳細な変更理由について、ご説明いたします。  
最初に下水道事業がかかえる、3つの課題からご説明いたします。

1つ目の課題は、人口減少に伴う使用料収入の減収でございます。

少子高齢化と人口減少の急速な進行により、当市の人口は、令和4・8年に現在の約6割まで減少し、それに伴い下水道使用料が、ピーク時の65パーセントに減少することが見込まれています。

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によって経費をまかない、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されております。

また、汚水に係る維持管理費等は、主に使用者からの使用料により成り立っております。

このため、人口減少に伴う、使用料収入の減収は、企業経営に直結する大きな課題の1つとなっております。

2つ目の課題は、下水道施設の老朽化でございます。

下水道事業は、昭和54年の事業開始からすでに44年が経過し、これまでに整備した下水道の管渠延長は、令和2年度現在で約935キロメートルに及びます。

下水道管の耐用年数は、およそ50年と言われておりますが、このような管渠は特に15年後から加速的に増加し、30年後には整備した管渠の約半数が耐用年数を超える状況になります。

当市よりも、早い時期から下水道整備に着手している自治体においては、写真のように管渠の老朽化に伴う道路の陥没事故が発生している事例もございます。

また、管渠以外では、市内7つの処理場やポンプ場などで、機械・電気・建築設備がございますが、管渠よりも耐用年数が短いため、既に改築更新工事を実施している状況にあります。

今後も下水道事業を継続するためには、これらの老朽化した施設を計画的に更新していくための、安定的な財源のほか、維持管理業務に携わる人材の確保が課題となっております。

3つ目の課題は、下水道整備費の上昇でございます。



下水道事業の整備費は、20年前と比べ約1.7倍に上昇しております。

建設資材の価格は、東京オリンピック前から、コロナ禍明け以降に続く世界的な建設需要の高まりや、ウクライナ情勢によるエネルギー価格の上昇などの影響により、高騰が続いております。

また、労務価格につきましても、高齢化などに伴う建設業の就業者数の減少や、働き方改革などにより、上昇が続いている状況でございます。

このような様々な要因により、下水道整備費が上昇し、事業全体の進捗や、下水道事業の経営に悪影響をおよぼす問題となっております。

次に、下水道事業会計の状況について、ご説明いたします。

下水道整備費の財源は、国からの補助金、使用者から収めていただく受益者負担金の他、国や金融機関から借り入れる市債が充てられております。

これまでの下水道事業会計の市債残高は、累計で約877億円にのびます。これは、当市の一年分の歳出予算に迫る額でございます。

また、下水道事業会計では、毎年不足する予算を一般会計から繰り入れており、その額は、令和5年度の当初予算では、約41億円にのびます。

下水道事業には、多額の予算が投じられており、過去に借り入れたお金や今後借り入れるお金は、下水道事業区域外を含む市民全体で負担しており、その負担は、将来にわたり続くこととなります。

次に、下水道事業の令和10年度概成の方針について、ご説明いたします。

国では、下水道をはじめとする汚水処理施設整備が全国的に遅れている状況を踏まえ、汚水処理の一刻も早い未普及地域の解消や、施設の老朽化対策などを計画的に実施していくため、公共下水道を所管する国土交通省、農業集落排水を所管する農林水産省、浄化槽を所管する環境省が連携し、平成26年に統一の都道府県構想策定マニュアルを策定いたしました。

この中で、時間軸の観点を取り込み、10年程度を目途に

汚水処理施設整備を概成させる方針を明示するとともに、10年以内に概成しない地域には、早期概成が可能な整備手法を導入するなど、弾力的な対応を検討するよう、全国の都道府県に対して要請がなされました。

この要請を受け、新潟県では平成27年に、汚水処理施設整備の令和10年度概成を基本方針に定め、県内の自治体に対して、汚水処理施設の整備手法及び区域などを定めたアクションプランの策定を依頼いたしました。

当市では、平成27年度に、県の基本方針と合わせ、令和10年度概成を目標とするアクションプランを策定したところでございます。

次に、当市の上位計画における位置付けでございます。

市の最上位計画である、第7次総合計画では、施策の柱である「効率・効果的なインフラ整備」において、公共下水道整備区域を見直した上で、令和10年度までに未普及地域における下水道整備の概成を図るとともに、効率的な下水道事業経営の実現に向け、汚水連携事業など広域化・共同化に取り組むものとしております。

また、都市計画マスタープランでは、当市の現状と課題の中で、今後のまちづくりの方向性を「量的拡大」から「質的向上」に転換を図り、持続可能な社会を目指すこととしており、全体構想における下水道の方針としては、汚水処理施設の整備により未普及地域の早期解消を目指すこととしております。

次に、今回の変更に関連しまして、これまで行ってまいりました住民説明などについてご説明いたします。

先ほどもご説明いたしましたが、国・県の方針を踏まえ、当市では平成27年度に令和10年度の概成に向けた内部検討を開始し、国のマニュアルに基づき、令和10年度概成を目標とした「アクションプラン」を定めたところであり、それらを踏まえ、平成29年度から令和2年度にかけ、事業の未着手地域において、公共下水道整備に係る住民への意向調査を実施し、下水道整備を希望する割合が低い地域は、採算性が確保できないことから、合併処理浄化槽区域へと転換を図ったものでございます。

その後、令和2年度に当市の下水道事業が、農業集落排水

事業及び浄化槽整備推進事業と統合し、地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行したことに伴い、下水道事業の厳しい経営状況が明確化いたしました。

このため、令和3年度に経営健全化に向けた庁内検討チームを設置し、総務省の経営アドバイザーからの指導や助言を受けながら、改めて下水道事業の分析と課題の検討を行った結果、下水道整備区域を見直し、合併処理浄化槽による汚水処理施設整備を促進していく方針として、令和4年度から見直し区域に該当する町内会に対し、見直しに至った経緯や下水道と合併処理浄化槽の費用負担の比較などを町内単位で説明会を実施したところであります。

また、市議会へは令和5年2月に農政建設常任委員会の所管事務調査におきまして、中長期的な経営の基本計画である「上越市下水道事業経営戦略」の改定案をご説明し、委員から厳しい経営状況についてご認識いただき、ご理解を得たところであり、このことを受け、「経営戦略」及び「アクションプラン」を改定し、公表したところであります。

その後、令和5年3月から4月にかけて、関係町内会に対し、合併処理浄化槽設置費補助金の拡充などについて、説明を行ってまいりました。

これら一連の住民説明の中では、公共下水道整備を希望する方から、厳しいご意見もいただきましたが、説明を重ね、質疑等にお答えする中で、全体を通して概ねご理解を得られたものと考えております。

次に、参考といたしまして、合併処理浄化槽の特徴などについて、ご説明いたします。

過去、高度経済成長期においては、トイレを水洗化するために、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多く普及していました。しかし、この場合、台所排水や洗濯排水などの生活雑排水は未処理のまま放流され、また、浄化槽自体の性能も現在のものほど良くなかったため、多くの汚濁物質が排出されておりました。

このため、環境省では、水環境を守るため、平成12年に浄化槽法を改正し、平成13年4月1日より原則として単独処理浄化槽の新設を禁止し、現在、合併処理浄化槽への転換を促進しています。

合併処理浄化槽の特徴としましては、各家庭から排出される生活排水の全てを、微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並みの処理を可能とする、日本独自の技術でございます。

下水道のように管路網を整備することなく、各ご家庭で短期間に設置できるため、早期に水質改善が図られるほか、個別分散型施設のため、下水道に比べ地震などの災害に強く、また、将来の人口の減少などの変動に対応し、適正規模の整備が可能となっております。

最後に、公聴会の結果と、第2号議案に関する今後の予定について、ご説明いたします。

本計画変更について、都市計画法第16条第1項の規定により、素案の縦覧を行った結果、7名の方から公述の申出があり、9月29日に公聴会を開催いたしました。

公述の内容につきましては、事前に送付させていただきました資料において、詳細な内容が記載してございますので、この場では概要についてのみ、ご説明いたします。

いただいたご意見は、今回計画変更を行います2つに地域に対するものであり、7名からはいずれも下水道整備を希望するご意見でありました。

市といたしましては、これまでご説明した将来の人口減少や施設の老朽化による維持管理費の増大を大きな問題と捉える中で、今後のまちづくりの方向性を「量的拡大」から「質的向上」へ転換を図り、持続可能な都市構造の実現を目指すこととした「上越市都市計画マスタープラン」の方針を踏まえながら、一刻も早い汚水処理施設の概成を図りつつ、中長期的な経営の基本計画である「上越市下水道事業経営戦略」に基づき、安定的で持続可能な下水道経営の実現に向け、着実に取り組んでいくこととしており、その旨を7名の方に書面にて回答し、公述を踏まえた案の変更は行っておりません。

また、ご意見の要旨と市の回答につきましては、都市計画法第17条に基づき、都市計画の案とともに11月27日から12月11日まで縦覧に供したところであり、この縦覧に対する意見の提出はございませんでした。

なお、今後の予定につきましては、第1号議案と同じく、

本審議会によりご審議いただいた後、新潟県知事への協議を経て、年度内に決定告示を行う予定でございます。

以上で第2号議案について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

樋口会長 : ありがとうございます。

ただ今説明いただきました第2号議案について、議案書の理由書や図面も参照の上、ご意見やご質問などがありましたらお願いいたします。

(津村委員が到着し、ここから出席)

こんどう委員 : 今ほど説明がありましたが、公聴会が9月29日に開かれました。

公述人の全7名が異議を唱えております。

603ヘクタール全てが反対というわけではなく、2つの地域に関して異議を唱えております。

課題①は人口減少に伴う使用料収入の減収だということでしたが、異議を唱えている地区は人口が横ばいとなっております。

課題②の下水道施設の老朽化、そして課題③の下水道整備費の上昇については、計画区域内の住民にはあまり関係のないことだと思っております。

人口が横ばいの地域において見直しはできるものなのでしょうか。

笠松課長 : 人口については、接続人口の減少とともに、使用料収入が減っていくという点でお話させていただきました。

市街地において空き家が増え、小中学校の児童生徒数が減ってきているなど、先ほども説明しましたとおり、今後も人口減少が進行していくものと捉えております。

異議のあった2つの地域のうち、山麓線に面している平山町内会におきましては、ウエストニュータウンの造成によって町内人口は一時的に増加し、人口推移は横ばいとなっておりますが、ウエストニュータウンを除く今回の見直し区域での年齢別人口分布は逆三角形の少子高齢化を表す形となっております。今後は人口減少が進んでいくものと捉えております。

よって、この地区についても人口減少の問題というのは該当するものと捉えております。

こんどう委員 : 説明資料 2-11 ページについて、令和 4 年度に見直し区域を対象に行った説明会について、地域に 2 回説明したということですが、2 回というのは、2 度行ったということではなく、町内が大きいため 2 つに分けて説明したということであります。

その後、令和 5 年 2 月の市議会農政建設常任委員会においても説明したとありますが、私はその時も地元の人が納得しない限りは駄目だと申し上げています。地元の人には納得しておりません。

先ほど説明の中で地元の理解を得られたとありましたが、反対している地域もある。

これまでの計画とおりに下水道の整備を求めている声をどのように捉えているのでしょうか。

笠松課長 : 平山町内会については、令和 4 年 9 月に公共下水道整備区域の見直し経緯に関する説明会を、また、令和 5 年 4 月に合併処理浄化槽設置費補助金の拡充に関する説明会を実施しました。

下水道の整備を希望する方々からは、説明会の冒頭に相当厳しいお声も頂戴いたしました。

しかし、私共としましては、下水道事業が抱える課題を説明させていただき、町内の方々からの質問が出尽くした状況を見て説明会を閉会させていただきましたし、疑問点があればいつでもお問い合わせくださいと申し添えております。

その後、平山町内会長名で要望書をいただきましたが、他の地域も含めまして、市への問合せは無く、改めて説明会を求める声もございませんでした。

よって、所管事務調査においては、概ね理解を得たと説明させていただいたところです。

また、平山町内会の要望書につきましては、令和 5 年 3 月に町内会へ市の方針を説明し、回答させていただきました。

下水道整備を待ち望んでいた方々にとっては、市がどんなに説明したとしても、やはり納得し難いところがあると思いますので、地元説明会の中でも、お詫びを申し上げまして、

ご理解をお願いしてきたところであります。

こんどう委員 : 地元はお詫びではなく、もっと丁寧な説明を求めている。  
平山町内会は620世帯あり、ウエストニュータウンの約270世帯は造成後に公共下水道が整備されました。

同じ平山町内会の中において、下水道の有無によって町内が分断されてよいのでしょうか。

都市計画とは、よいまちづくりを行うための計画であります。このように分断させる都市計画でよいのでしょうか。

樋口会長 : 都市計画は、とある所だけを見てその地域の人たちだけの判断ではなく、全体を見て、先ほどの都市計画公園の見直しや都市計画道路と同じですが、現状に合わせて見直しを図っております。

他自治体では上水道事業がうまくいかず、民営化し、上水道料金が何倍にもなるというような事例もございます。

説明資料2-5ページを見ますと、上越市においても下水道使用料がかなり上がっていくのではないかとというふうに拝察されます。

また、下水道を利用していない方々の税金も下水道事業に投入されているというお話がありましたが、下水道事業は利用者が負担する原則からすると、維持するだけでもかなり負担が大きいと思います。

下水道から合併処理浄化槽に転換された地域の方々は、その負担からは抜けるのでしょうか。

下水道を望まれる方々はある意味、とても厳しい状況の中に臨んで入られるという選択をされるのかどうか、いかがでしょうか。

小嶋課長 : 先ほどから下水道事業を取り巻く課題をお話させていただいておりますが、その中の一つが人口減少に伴う使用料収入の減収でございます。

下水道の使用料収入は主に下水道施設の維持管理費に充てられますが、人口減少が続いており、使用料収入が減っている状況でございます。

そうした中で、令和5年度から7年度まで3年間の収支見込みを試算しまして、収入が不足するというところで令和5年

4月から下水道使用料を改定し、値上げをさせていただきました。

今後も人口減少は進んでいくと予測されますし、下水道施設の維持管理費もますますかかってきますので、使用料は一定の期間で見直しを検討する方針でございます。

また、下水道事業は基本的に独立採算制ですが、歳入に比べて歳出予算の方が大きくなっており、説明資料2-8ページでも説明いたしましたが、令和5年度の当初予算では一般会計予算から約41億円の繰入金を入れており、下水道事業会計の歳入歳出を合わせるために税金を投入している状況でございます。

令和5年2月に「下水道事業中長期経営計画」を改定しまして、令和12年度までの計画になりますが、毎年一般会計から40億円ほどの繰入金があれば収支が合わないという状況でございます。

樋口委員 : 区域を拓げて下水道を敷設して40年経つと老朽化してくるということですが、空き家問題も同じで住宅をどんどん新築していくと空き家が増えていくということになっていきます。

非常に厳しい選択ではありますが、先ほどの公園と同じく苦渋の選択を迫られているのが今の状況かと思われま

吉川委員 : 私は新潟市の下水道中期ビジョン検討委員会の委員をさせていただいておりますが、新潟市を含めて全国の下水道事業は、もう立ち行かなくなるような状況にあります。

当初は人口が維持されるか、あるいは増加することが期待されて計画が立てられていましたが、もう計画変更で縮小すべきものだと思います。

現在、人口が維持されていたとしても、50年100年先を見据えながら整備を進めていかなくてははいけませんし、整備をすればするほど維持管理費が増大していく中で、おそらくその先はないだろうということを、私は非常に懸念しているところです。

そういった意味で、全体計画としてはやはり縮小に向かっていかなければならず、大いに賛成いたします。

下水道の接続費用と使用料に比べて、合併処理浄化槽の設



置費と維持管理費に不公平感が生まれてしまえば、それは地域から不満が出ると思います。

下水道の場合は大規模なインフラ整備になりますが、一方で合併処理浄化槽の場合は、仮に人口が減った場合に撤去することもできますから、連続してなければならぬ下水道とは、その意味合いは大きく違うと思います。

私は下水道でも合併処理浄化槽でもいいと思っていますが、その時の負担の問題が均等化されていなければ、その不安というのは解消されないと思いますが、その負担の差はどのようなになっていますでしょうか。

小嶋課長 : 当市では、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助金を交付しております。

下水道整備から合併処理浄化槽に汚水処理手法を転換した地域につきましても、補助金を交付しております。

その際に、下水道を整備した場合と、合併処理浄化槽に転換した場合とで、市民の費用負担が同等となるよう、合併処理浄化槽の補助金を嵩上げして対応しております。

吉川委員 : そこまでされているようであれば、やはり下水道の拡張というのはなかなか難しいのだらうと思います。

横田副会長 : 早期概成ということで、今回603ヘクタールの見直しをされていますが、未実施区間だけをピックアップして603ヘクタールに至ったのでしょうか。

先ほど、きちんと住民への説明をして希望等も聞いた上での見直しだという説明もありましたが、その他のファクターも含めて検討されたのか、優先ファクターがあったら教えていただきたいと思います。

また、今回の変更に関係する住民の方々にその点をご説明したのかどうかも含めてお答えいただければと思います。

笠松課長 : まず私共が見直しに着手してからの経緯について、先ほども簡単にご説明させていただいたところですが、まず、平成27年度に最初のアクションプランを改定しまして、そこで市街化調整区域にかかる部分の見直しを図ったところがございます。

平成28年度以降、引き続き10年概成に向けて検討を行

ってきたわけですが、その検討の一つとしてアンケート調査を実施し、地域の方のご意向を把握した中で、下水道接続希望の低い地域については、見直しの区域にするということでご説明させていただきました。

その後、令和2年度に再度アクションプランを改定し、企業会計への移行の中で企業債残高が非常に大きいということも明確化した中で、改めて検討を行いまして、総務省からの経営アドバイザーからの意見も頂戴しながら検討してきたところでございます。

10年概成となりますと、未整備地域のほとんどが計画変更しなければならないのですが、その中でも住宅地の中ですでに整備に着手しているところは継続していくという判断をさせていただいております。

そういった中で、令和4年6月から改めて見直しに係る地域にご説明させていただいてきたというところです。

横田副会長 : その辺の説明について、特に公聴会に出られている大貫4丁目の住民に対して少し足りなかったのではないかという気がします。

また、先ほど、合併処理浄化槽と下水道の費用負担について、負担が均等となるように補助金を嵩上げするとの説明がありましたが、感覚的に下水道の方が遥かに費用負担が大きいと私は思っています。

どのように合併処理浄化槽の補助金の嵩上げを算出しているのでしょうか。

池田委員 : 意向の低い地域という表現がたびたび出てきますが、住民の皆さんがこれまで都市計画税を払いながら整備を望んでいる中で、意向の低い地域というのは相反する矛盾があると思います。

意向が低いというのは、住民の皆さんが期待をしていないということなのか、時間が経ってもう諦めているのか、意向が低いという意味をご説明願いたいです。

笠松課長 : 平成27年にアンケートによる意向調査を行った際、採算性のラインとして接続希望7割をボーダーに考えていた経緯がございます。

その中で、意向の低いところというのは、例えばご高齢の夫婦世帯が、負担金または分担金を支払い、さらに下水道につないで使用料を払っていくということが難しいというようなこともあり、全ての方が下水道を希望するわけではございません。

どちらかというとな新興住宅地ではなく、昔からの旧村のご町内だと、そういう方の割合が比較的多いというようなことがございます。

樋口会長 : ただ今のお話を聞いていると、意向が低いのではなく、高くなかったという方が正しいかもしれません。

意向があるのは事実ですが、接続意向が一定水準に満たない場合、下水道が敷設されると接続は義務ですから、それを履行しない方がおられると行政としては課題になるわけです。

こんどう委員 : 費用という点では、第一公共接続枿までの費用は決まっております、公共下水道の場合は宅地1平方メートルにつき590円で接続できます。

そのほか、宅内配管は個人負担となり、屋敷が広ければ相当な金額になります。

先ほどから何度も言っているように、この計画変更603ヘクタールの中で、下水道を整備してもよい地域があると思うため、もう一度見直しをしていただきたいと思いますっております。

市債残高は令和4年度末で877億円ということですが、これは今回の見直しによって減るということもお聞きしております。

また、一般会計の方から41億円も繰り出しているということも承知しておりますが、私は603ヘクタール全部が反対というわけではありません。見直すべき地域があるのではないかと考えております。

公聴会においてもそのような意見が出ておりましたし、真摯に受けとめていただきたいと思います。

鴻江委員 : 計画変更の必要性については、将来の持続可能な下水道事業の確保ということで一定の理解が得られていると見て

おります。

市民の理解が一番大きな問題となっており、当該住民の方が強く反対するというのも理解できます。

そこで質問ですが、上越市の下水道整備の状況について、市の方ではどのような認識をされているのでしょうか。

下水道整備率は新潟県の平均に比べると少し低いと認識していますが、上越市の認識はどうでしょうか。

また、先ほど吉川委員から下水道でも合併処理浄化槽でもどちらでもいいのではないかという意見がありました。私もそのように思っておりますが、市のほうではどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

笠松課長 : 区域を見直す前の事業計画に対して、整備率は概ね7割程度になっております。

県内で比較しますと、上越市の人口普及率については66パーセントということで、県下の中でも遅れているという状況になっております。

今回の見直しをした後、令和10年概成ということで目標を定めておりますので、令和10年には概ね公共下水道整備については完了するということになります。

また、合併処理浄化槽への転換を図った区域については、先ほど説明した補助金制度を活用していただきながら、合併処理浄化槽の設置をしていただきたく、市としてもPRして参りたいと考えております。

市としましては、下水道と合併処理浄化槽はどちらも汚水処理の方法であると捉えております。

安達委員 : 住民の理解を得るということは当然必要だと思います。

例えば、転換したからといっても、反対していた人が合併処理浄化槽を設置していただけるのか不安があるかと思っておりますので、今後も引き続き、そういった方々には丁寧な説明をお願いしたいと思います。

樋口会長 : こんどう委員のご提案は具体的にどういうご意見と受けとめればよろしいでしょうか

こんどう委員 : 603ヘクタール全てではなく、一部の地域だけでも何とかならないのかと思っております。

人口は横ばい状態であり、町内が分断されるという問題もあります。

具体的には、高田西部処理地区 8.1ヘクタール、高田南部処理地区 6.6ヘクタールであり、公聴会で意見のあった地域であります。

樋口会長 : これがこんどう委員の意見なのか、今ほど言われた地域の住民の総意なのか、ちょっとまだ不明なところもありますが、内容は分かりました。

2地区については、7割以上の方が賛成されていれば今回の変更対象にならなかったということであり、7割以下だったということによろしいでしょうか。

笠松課長 : 今ほどお話のありましたように、西田中企業団地につきましては、令和3年にアンケート調査を実施しました。その結果、約30パーセント程度の意向であり、廃止するということが決定した次第です。

樋口会長 : 都市計画は少数意見を排除するものではなくありませんが、逆に言うと7割の方には負担を強いることになるわけです。

今ほどのこんどう委員のご発言は、その地域の皆さんの総意と捉えてよいですか。

再度改めて下水処理区の全員合意で編入するということがの見込みはいかがでしょうか。

こんどう委員 : 平山町内会は、何パーセントでしたか。これは公共下水道を整備するかしないかのアンケートではないのでしょうか。その後アンケートをとったのでしょうか。

笠松課長 : 平山町内のアンケートについては平成29年、西田中企業団地については令和3年に実施しております。

平山町内のアンケート結果については、約76パーセントが整備希望でした。この76パーセントには、無回答34パーセントも含めております。

アンケートのとり方として、市としましては、なるべく下水道整備を進めようという考えがありまして、無回答については整備希望という扱いであることを申し添えてアンケートをとっております。

その後、企業会計の負債の話もありまして、プロジェクトチームを組んで、また再度見直しを行ってきたというところ  
です。

こんどう委員 : 上越市の場合、公共下水道を入れるか入れないかは、各町  
内にアンケートをとり、7割以上の賛成がないと整備しない  
ことになっております。

しかし、西田中企業団地の正確な数字はどのようなのでしょ  
うか。

笠松課長 : 西田中企業団地は正確には34パーセントとなっております。  
これは下水道を希望する方の割合が34パーセントと  
いうことです。

なお、この時のアンケートのとり方については、無回答は  
接続しないという扱いで実施しております。

樋口会長 : 議案書の12ページを見ていただきたいのですが、平  
山町内会が高田西部処理地区、西田中企業団地が高田南部処  
理地区でよろしいですか。

この2地区について、ただ今疑義が出ているわけですが、そ  
の他の地区については、皆様ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

事務局の皆様、議案は一括で付議を受けておりますが、こ  
んどう委員からの疑義があり、まだ合意に至っていないので  
すが、これだけ疑義が出ている状況で、合意がとれないよう  
ならば、もう少しこの2地区について丁寧に審議する方法も  
ありますが、いかがでしょうか。

一括して審議した方がよければ、もう少し議論を進めます  
が、いかがでしょうか。

片岡副課長 : この下水道計画の区域の見直しについては、上越市全体の  
見直しということで捉えていただきたいので、一括審議でお  
願いしたいと思います。

樋口会長 : それでは、地区ごとにどうかというよりは、上越市全体を  
見通してのご提案ということですので、もう少し議論を進め  
させていただきたいと思います。

こんどう委員からは、高田西部処理地区と高田南部処理地  
区については、接続希望も多く、疑義があるのではないかと

いうお話でしたが、いかがでしょうか。

大島部長 : 見直しの経緯を整理させていただきますが、改めて説明資料 2-11 ページをご覧ください。

整備区域の見直しに関する市の判断ですが、まず大きくは、平成 27 年度に国の 3 省から通達が出されております、概ね 10 年以内に完成させなさいというものに基づき、市のほうで概ね 10 年までにどこまで整備できるのかを検討しております。

その際に、まずは住民の意向を確認しようということで、先ほどから説明しているアンケート調査を実施し、無回答のものについては賛成の意向だというように取り扱うということで、そのオーダーが 7 割以上のものにつきましても、整備を進めていくという形で進めておりました。

その次の判断としまして、令和 2 年度に下水道事業の地方公営企業会計への移行という中で、負債が非常に大きな金額だということがこの時点で明らかになりました。

検討の際には総務省から下水会計の見直しに関して特化した経営アドバイザーを招き、会計状況を判断していただいた中でも整備しているような状況ではない、と明確に回答いただいたところでございます。

これを受けまして、今後の県内市町村におきましては、令和 10 年度の概成を目指すということで、アンケートで賛成多数をいただいた地区も含めて、見直しが必要だということで、令和 2 年度の企業会計移行に伴い、再度市内の整備区域を見直した結果、今回、審議いただいている区域の見直しに至ったということで、要は 7 割以上の賛成があった地域につきましても見直しの必要があったということで進んでおります。

そのため、地元説明の際には、整備する方向で説明していたものを方針転換したことに対してお詫びをしたところでございますし、あわせて非常に整備を期待されていた方から反対のご意見をいただいたというのが実情でございますが、整備区域を見直すということを丁寧に説明させていただいております。

説明会では、最初は大きな反対がありましたが、いろいろ

と意見交換しながら、最後はご質問がないような状態で終わっているということで、我々の認識としましては、説明会で地元の皆様には一定のご理解をいただけたものと思い、判断させていただいております。

次の段階として、この見直し区域に関しまして、合併処理浄化槽の設置に関する補助金の嵩上げをさせていただいておりますので、この補助金制度の説明会を行っております。

この説明会におきましても、冒頭に区域の見直しを改めて説明させていただきまして、その際は大きな混乱もなく、採決を取ったわけではございませんが、我々の認識としてはご意見が収束したというところをもって一定のご理解をいただいたということで、今回このような形で提案させていただいております。

こんどう委員 : 公聴会に平山町内会の方が随分来ており、まだ納得してないと思います。

合併処理浄化槽の説明会は、令和5年3月から4月ですが、公聴会は9月です。そこで住民が異議を唱える公述を行っております。

よって、理解を得たというのは行政の思い違いではないでしょうか。

大島部長 : 公聴会の中で様々なご意見をいただいていることは、下水道の整備に対する期待が非常に大きかったということをして市としましても感じているところでございますが、逆に、来られてない住民の方もいらっしゃいますし、現在、見直し区域におきましては、合併処理浄化槽を整備された方もいらっしゃるということで、全員が合意されてないというのは我々も当然認識しておりますので、今後また説明が必要であれば、地元に向って説明していきたいと思っております。

しかし、今までいただいた意見は反対だということで、我々のほうも状況の変化がないものですから、改めて地元に入っていない状況です。

この部分について分からないから詳しく説明してほしい、というようなお話があれば、我々地元に入って説明します、というお話はお伝えさせていただいております。

100パーセント合意をいただけないという状況は



我々も認識しておりますが、今後の公共水域の水質改善という視点からも、合併処理浄化槽自体は大きな問題はなく、公共下水道に代わるものであると我々認識しておりますので、このまま我々としては進んでいきたいというふうに考えております。

こんどう委員 : 地元に来て説明会を開催してほしいという町内からの声があると、私から市に何度かお伝えしていますが、その点はいかがでしょうか。

大島部長 : あくまでも、この部分について分からないから説明してほしいということであれば説明に行きます、と先ほども説明させていただきました。

しかし、地元から言われているのは下水道を入れてほしいということだけであり、この春に平山町内会の会長にお会いしたときにもお話ししましたが、整備ありきで見直さなければ受け入れていただけないような状況で、お話を聞いていただける余地がないというように感じております。

なので、議論の争点が見えないものですから、今現在、地元には入っておりませんし、我々の状況に何らかの変化があるようであれば、改めて、こんなことが変わりましたということをお伝えする機会もあろうかと思いますが、その状況も変わってないということで、おそらく地元に入ったとしても何しに来たんだというような状況にもなりかねないと思っております。

樋口会長 : ちなみに、この高田西部処理区81ヘクタールに下水道を入れる場合、費用と期間はどのくらいかかるのでしょうか。

おそらく数十億円かかると思いますが、その費用を全市民の皆様が負担されることになると思うのですが、事業には期間もかかりますし、かなりのお金がかかるということもご理解いただいた上で本来は判断しなければならないと思えます。

こんどう委員 : 公共下水道整備を見直した区域において、下水道法第16条に基づく工事に伴う下水道使用料の減免制度が創設され、工事費の75パーセントは行政が持つという制度が出てきました。

笠松課長 : 令和2年に概算事業費を算出し、平山町内に関しては、整備費約16億円でございます。

そこから建設コストの上昇で何割か上がっておりますので、今だともう少し高くなっているかと思えます。

整備期間としては、面整備だと年間16ヘクタール程度で進めているため、平山町内では概ね5年ぐらにかかると推測しております。

樋口会長 : いろんな事業の優先順位や進捗状況もある中で、概ね5年ということで、それなりの期間がかかるということと、令和2年時点で約16億円かかるというお話でしたが、それも判断材料に入れて、もう少し議論できればと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。

ご意見出尽くしましたでしょうか。

それでは、議案に対して、当審議会として、決をとりたいと思います。

異議なしとご判断される方は挙手をお願いいたします。

(賛成する委員による挙手)

それでは、委員10名中9名の賛同をいただきました。

1名が反対ということですが、委員のご意見については真摯に受けとめていただき、公聴会で意見を述べられた皆様にも丁寧な対応で進めていただければと思います。

それでは、上越市都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、審議会の議事は出席委員の過半数をもって決しました。

それでは、第2号議案は原案の通り変更することが適当であるものと答申させていただきます。

皆様、ご議論ありがとうございました。

以上で、本日の案件が全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

長壁係長 : 樋口会長、ありがとうございました。

これより付議案件に対する答申に移ります。

ただ今、答申書をお持ちいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

それでは、答申書を会長からご確認いただきたいと思いま

す。

(会長が答申書を確認)

よろしいでしょうか。

それでは、これより答申に移らせていただきます。

都市整備部長は、会長の前へお進みください。

(部長が会長の前に進む。)

(会長が答申書を読み上げ、部長へ手交)

ありがとうございました。

以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。

今日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

:

#### 9. 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係 TEL : 025-520-5763

E-mail : toshi-keikaku@city.joetsu.lg.jp

#### 10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。